

通信制高校の「学習等支援施設」における通学定期券等の取扱い変更の延期について

弊社では、2022年（令和4年）に文部科学省令である「高等学校通信教育規程」が一部改正されたことに伴い、本年4月1日より、弊社約款である「東日本旅客鉄道株式会社学校及び救護施設指定取扱規則」を改め、指定学校の学生・生徒が卒業単位取得のために必要な「面接指導等実施施設」に通所する場合は通学定期券・通学用割引普通回数券（以下「通学定期券等」といいます。）の発売対象とさせていただき、「学習等支援施設」への通所は発売対象外とする制度改正を予定しておりました。

通学定期券等に対する割引は、広く一般のお客さまのご負担により成り立っているものであるため、公平性の確保の観点から、指定学校の学生・生徒が卒業単位に必要な施設に通所する場合は通学定期券等の発売対象としており、また、その基準は法令等の定めによることとしております。

今回の改正はこの観点に則ったものであり、弊社として変わるものではありません。

一方で、2022年4月（令和4年）施行の文部科学省令改正をJRが知得していなかったために、上記の考え方では本来対象とならない「学習等支援施設」に通所される方に通学定期券等を発売していたことから、対象の生徒への影響等に鑑み、改正した学校規則を一律に当てはめる対応とはせず、2026年3月31日までを期限として、これまで対象としていた「学習等支援施設」に通所する場合は、従前同様に通学定期券等の発売対象とすることといたしましたのでお知らせいたします。

実施日間際の急遽の変更となり、お客さまにはご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、実施延期に伴う具体的な対応については、別紙のとおりとなります。

別 紙

実施時期の延期による具体的なお取扱い

(1) お取り扱いの期間

2026年3月31日までを期限とします。

(2) 具体的なお取り扱い

① 新たにお求めいただく場合のお取扱い

従前どおり、当面の間は「通学証明書」または「学校学生生徒旅客運賃割引証」の提出により、通学定期券・通学用割引普通回数乗車券をお求めいただけます。

② 延期の決定以前に、既に乗車券や通勤定期券等をお求めの上ご利用いただいていた場合のお取扱い

通学定期券に交換させていただき、差額はお返しいたします。お求めいただいたみどりの窓口までお申し付けください。

③ 延期の決定以前に、お持ちであった通学定期券・通学用割引普通回数乗車券を払い戻された場合のお取り扱い

お求めいただいたみどりの窓口までご相談ください。

以 上